

令和4年10月7日

亀山市長 櫻井義之様

亀山市下水道使用料等検討委員会

公共下水道事業受益者負担金及び農業集落排水を公共下水道に  
接続した後の使用料などの取扱いについて（意見書）

令和4年8月1日に意見を求められた公共下水道事業受益者負担金（第8負担区）の単位負担金額及び公共ます設置工事の負担、農業集落排水を公共下水道に接続した後の使用料などの取扱いに関し、本書により意見を提出します。

## 1. はじめに

亀山市の公共下水道事業は、旧亀山市で平成13年度に、旧関町で平成14年度に一部供用を開始して以来順調に進捗している。今後も、住民の生活環境の向上、公共用水域の水質保全のため、より一層の整備推進が望まれるところである。

当委員会では、公共下水道事業受益者負担金の第8負担区の単位負担金額及び公共下水道区域における公共ます設置工事の負担について検討した。

また、農業集落排水事業は、平成8年度に供用開始した田村地区をはじめ14地区で供用開始し整備が完了している。今後は施設の老朽化対策が求められている中、田村地区を含む一部の地区について処理場を廃止し、公共下水道への接続が予定されている。

当委員会では、農業集落排水を公共下水道に接続した後の使用料・新規加入金・公共ます設置工事の負担について検討した。

## 2. 意見

当委員会において検討した結果、公共下水道事業受益者負担金及び公共ます設置工事の負担、農業集落排水を公共下水道に接続した後の使用料などの取扱いについて次のとおり意見を集約した。

① 公共下水道事業

ア. 受益者負担金について

公共下水道事業受益者負担金の第8負担区の単位負担金額については、先行地域との均衡を保ち、不公平感なく住民の理解を得る方法として、第7負担区までの単位負担金額をもとに決定することが望ましい。

イ. 供用開始後の公共ます設置工事の負担について

供用開始後の公共ます設置工事の負担については、農業集落排水区域や旧関町定額区域において、申請者負担となっていることから、公共下水道区域においても、今後供用開始する第8負担区以後と供用開始済みの第1負担区から第7負担区の取扱いにも不均衡が生じないように配慮した上で、申請者負担とすることが望ましい。

② 農業集落排水を公共下水道に接続した後の使用料などの取扱い

ア. 使用料について

算定方法については、公共下水道と同様の汚水処理となるため、公共下水道の料金体系に倣い水道使用量による従量制とすることが適当である。

イ. 新規加入金について

農業集落排水区域において、新たに施設の使用者となる者は定額制の新規加入金を負担することとなっている。新規加入金の金額は、施設整備時にかかった費用の一部を受益者が分担した金額に相当する金額である。

農業集落排水を公共下水道に接続する区域の新規加入金については、従前の取扱いと不均衡が生じないようにするため、現行の農業集落排水における取扱い通り定額制とすることが適当である。

また、金額については、公共下水道の旧関町定額区域や農業集落排水区域における定額制の新規加入金額を参考に決定することが望ましい。

ウ. 公共ます設置工事の負担について

公共ます設置工事の負担については、現行の農業集落排水における取扱い通り申請者負担とすることが適当である。